

令和5年度事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

I. 運行管理者試験の実施

○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験の実施

1. CBT試験の導入経緯及び同試験への全面移行

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和元年度第2回運行管理者試験（筆記試験）の中止、令和2年度第1回運行管理者試験での感染防止対策に伴う試験実施経費の大幅な増大などの影響を受けたことから、試験実施方法を抜本的に見直すため、国土交通省においては、新たなコンピュータを用いたCBT（Computer Based Testing）方式による試験（以下「CBT試験」という。）を導入すべく令和2年10月に省令を改正し、これに伴い、令和2年度第2回運行管理者試験からCBT試験を一部導入し実施した。

(2) CBT試験については、大規模会場で全国一斉に実施する従来の筆記試験とは異なり、一定の試験期間において、全国各地に設けられた小規模のテストセンターの試験会場と受験希望日時を受験者が選択して受験する方式であるため、利便性に優れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクが比較的強く抑えられるとともに、試験実施経費についてもその抑制が見込まれる利点があることから、令和3年度から全面的にCBT試験による実施に移行した。

2. CBT試験の実施

(1) 試験実施結果

令和5年度においては、CBT試験により、第1回試験については令和5年8月5日（土）から9月3日（日）まで、第2回試験については令和6年2月17日（土）から3月17日（日）まで、各々概ね1ヶ月間の試験期間を設定して実施した。

| 試験の種類 | | 申請者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 (%) |
|----------|----|--------|--------|--------|---------|
| 令和5年度第1回 | 貨物 | 28,931 | 26,293 | 8,805 | 33.5 |
| | 旅客 | 5,663 | 5,158 | 1,780 | 34.5 |
| | 計 | 34,594 | 31,451 | 10,585 | 33.7 |
| 令和5年度第2回 | 貨物 | 24,529 | 22,493 | 7,701 | 34.2 |
| | 旅客 | 5,890 | 5,434 | 1,984 | 36.5 |
| | 計 | 30,419 | 27,927 | 9,685 | 34.7 |

(2) 運行管理者試験委員会における審議

- ① 令和5年9月12日（火）に第1回試験委員会を開催し、第1回試験に係る合否判定等について審議を行った。
- ② 令和6年3月27日（水）に第2回試験委員会を開催し、第2回試験に係る

合否判定等について審議を行った。

(3) 試験問題検討委員会における審議

令和5年度の試験問題検討委員会については、試験問題各分野に係る法令等を所管する各府省庁の担当官と以下のとおり試験問題の審議を行った。

- ① 第1回試験問題については、令和5年6月から7月にかけて審議を行った。
- ② 第2回試験問題については、令和5年11月から12月にかけて審議を行った。

(4) 試験結果の発表等

試験結果については、それぞれ、第1回試験は令和5年9月20日(水)に、第2回試験は令和6年4月3日(水)に当試験センターホームページにおいて合格者(受験番号)を発表するとともに、受験者全員に対して合否通知を郵送した。また、受験申請時に希望した受験者には、これに併せて総得点及び分野別得点取得状況の提供を行った。

このうち、第2回試験の試験結果の発表において、試験センターホームページに掲載する「合格者受験番号」(一覧)に誤った受験番号を一時掲載してしまうという事態が発生した。当該事案の概要及び対応は以下のとおり。(詳細は別紙1「令和5年度第2回運行管理者試験合格発表における誤表示に関する再発防止について(報告)」を参照)

＜合格発表における合格者受験番号の誤表示事案について＞

令和6年4月3日に行った第2回試験の試験結果の発表において、本来、受験者全員の受験番号の中から試験合格者の受験番号を抽出した「合格者受験番号」(一覧)を試験センターホームページに掲載すべきところ、誤って受験者全員の受験番号を発表時から40分間程度掲載していたため、当該ホームページを見た受験者の方々にご迷惑とご心配をおかけするという事態が発生した。

当試験センターとしては、国家試験実施機関としてあってはならない事態であるとの認識の下、受験者の方々への対応を最優先に行うとともに、再発防止を図るため、事態の発生原因について調査を行った。調査の結果、「合格者受験番号」(一覧)を作成する作業及び合格発表前における当該内容を確認する作業のプロセスにおいて不備があったことが確認された。

試験センターとしてCBT試験の安全性確保に万全を期するため、再発防止対策をとりまとめ、令和6年4月23日に国土交通省物流・自動車局に報告を行い、現在、試験センターとして再発防止対策の確実な履行に取り組んでいるところである。

II. 運行管理者試験の広報

○ 運行管理者試験実施等に関する利用者への広報の実施

- (1) 試験に係る公示文（ポスター）及び試験案内を作成し、行政機関及び関係団体に配布し、試験の実施に関する広報を行った。
- (2) 受験申請等試験に関する電話照会に対応し、オペレーターの配置、自動音声（365日・24時間対応）による案内サービスを提供した。
- (3) パソコン及びスマートフォンに対応したホームページを活用して、申請手続き等に関する次の広報を行った。
 - ① 試験実施に係る公示及び申請手続等
 - ② 受験申請書の受理状況
 - ③ 合格者の受験番号
 - ④ 試験問題の出題例
 - ⑤ 試験の実施状況

III. 運行管理者試験の円滑な実施、利用者の利便性の向上及び試験の適正化等の取組

1. 運行管理者試験の円滑な実施及び利用者の利便性の向上

- (1) CBT 試験の円滑な実施
 - ① CBT 試験の申請方法については、受験者が当試験センターのホームページ上からインターネットにより申請システムにアクセスし、受験申請、試験会場予約を行う方式であり、パソコン等の操作に不慣れな者が見受けられたため、引き続き、受験申請方法、試験方法等の受験者が必要とする情報を当試験センターのホームページ等を活用して丁寧に説明し、周知した。
 - ② 第1回試験において、CBT 試験の利便性向上に関する受験者アンケートを実施し、受験者からの意見等を踏まえて、関連システムについて必要な改修を行った。
 - ③ 令和4年度において受験者情報を一元管理するために統合した電子申請システムと試験管理システム(統合システム)を適切に運用し効率的に業務を行った。また、一層の業務の効率化を図るため、運用実態等を踏まえて同システムの機能向上等に必要な検討を行った。

2. CBT 試験の適正化等への取組

(1) 不正行為の防止

CBT 試験の運営に当たる委託事業者に対し、不正行為（カンニング等）を防止するための対策を規定した「運行管理者試験事務規程」などにに基づき、全国の CBT 試験会場において厳正な試験の実施を行うように指導、監督に努めた。

- ① 受付時に、顔写真付き本人確認書類の提示を求め、本人確認を厳格に行った。
- ② 全国の CBT 試験会場において、試験中の監督を厳重に行い、不正防止に努めた。

(2) 安全性、公平性等の確保

CBT 試験の安全性、公平性を確保するため、以下のように取り組んだ。

- ① 試験問題及び答案の情報については、適切なセキュリティが施されたインターネット回線を用いるなど漏洩防止対策を講じた。加えて、通信障害等を極力防止するため、試験前に通信機器等の点検を確実に実施するなどの措置を講じた。
- ② 通信機器障害等が発生した場合に備えて、予備機器の確保等の措置を講じた。
- ③ 受験者間の公平性確保の観点から、スマホ等を含め受験者の持ち物はロッカー等に収納させる等、試験問題の試験室からの持ち出しをできないようにするとともに、他者への開示、漏えいを禁じ、これに違反した場合には、不正行為として試験を無効（いわゆる失格扱い）とする措置を講じた。

(3) 試験会場の運営状況調査

CBT 試験の運営状況を確認するため、一部の試験会場（13箇所）において、実地調査及び聞き取り調査を実施した。

- ## (4) コロナ禍以降、国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会は開催されていないため、他試験機関と個別に CBT 試験に係る動向、課題等について情報交換を行った。

3. 運行管理者試験の問題作成の高度化、効率化のための取組

一定の期間において試験を実施する CBT 試験においては、受験日時等による受験者間の公平性を確保するため同時に複数の試験問題を用意する必要があり、現行の筆記試験を前提とした試験問題作成・管理システムは適していないため、CBT 試験の問題作成に適したより高度な機能を有する新システムの構築に係る仕様を検討した。

IV. 試験合格者の「資格者証」取得の支援事業

○ 試験合格者の運行管理者資格者証の確実な取得のための申請手続の支援

運行管理者試験合格後 3 ヶ月の期限内に試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続について、申請者の失念防止及び負担軽減の観点から、令和元年度に定款変更により事業化した「運行管理者資格者証の交付申請に関する支援事業」を着実に実施し、申請者の利便性の向上に努めた。

V. 理事会及び評議員会等の開催

1. 理事・監事・評議員数

令和 6 年 3 月 31 日現在の役員は、理事 7 名（うち会長 1 名、理事長 1 名、常務理事 1 名）、監事 2 名であり、評議員は 9 名である。

2. 理事会の開催 ……（協議事項・協議等結果は、別紙 2 参照）

第 68 回理事会（臨時：書面決議） 令和 5 年 4 月 18 日

第69回理事会（通常：Web開催） 令和5年5月30日

第70回理事会（臨時：書面決議） 令和5年6月23日

第71回理事会（通常：Web開催） 令和6年2月22日

3. 評議員会の開催 . . . （協議事項・協議等結果は、別紙3参照）

第45回評議員会（定時：Web開催） 令和5年6月23日

VI. その他

○ 運営資金確保のための長期借入の返済状況

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度第2回試験の中止に加えて、同感染症対策に伴う試験実施経費が大幅に増加したため、令和2年度において、2億円の長期借入と4千万円の基本財産（現金預金）の取り崩しを行い、今後の試験センターの運営資金が不足しないよう措置した。当該長期借入の返済について、返済計画に従い、着実に実行した。

運管試発第 9 号
令和 6 年 4 月 23 日

国土交通大臣

齊藤 鉄夫 様

公益財団法人運行管理者試験センター

会 長 鎌田 実

令和 5 年度第 2 回運行管理者試験合格発表における誤表示に関する
再発防止について（報告）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度第 2 回運行管理者試験の合格発表において、当試験センターホームページに誤った「合格者受験番号」（一覧）が掲載される事案が発生いたしました。これにより、受験者様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑及びご心配をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。
今般、発生いたしました事案の再発防止について、別添のとおりご報告いたします。何卒ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

令和6年4月23日
(公財) 運行管理者試験センター

令和5年度第2回運行管理者試験合格発表における誤表示に係る
再発防止について (報告)

1. 事案の概要

(1) 対象試験

対象となった試験、試験実施期間及び合格発表日時は以下のとおりです。

- ① 対象試験 : 令和5年度第2回運行管理者試験 (貨物及び旅客)
- ② 試験実施期間 : 令和6年2月17日(土)～令和6年3月17日(日)
- ③ 合格発表日時 : 令和6年4月3日(水) 9時

(2) 誤表示の内容

上記対象試験の合格発表において、試験センターのホームページに掲載した「合格者受験番号」(一覧)について、本来、合格者の受験番号のみを掲載しなければならないところ、誤って受験者全員の受験番号を一時的に掲載してしまいました。

(3) 誤表示判明後の対応

4月3日(水) 9時30分頃、受験者様から試験委託事業者カスタマーセンターへの問合せにより「合格者受験番号」(一覧)に誤表示があることが判明したため、受験者様からの問合せ対応を最優先に実施したほか、以下の対応を実施しました。

- ① 誤表示の判明後、9時40分に「合格者受験番号」の掲載を一時中止する作業(「お探しのページは見つかりませんでした」の表示)を実施しました。

・・・添付1参照

- ② なお、ホームページの「合否検索」については合格発表時点から正常に稼働していました。
- ③ 11時50分頃、ホームページに合格者の掲載を中止している旨、及びホームページの「合否検索」で確認する旨のお願いをホームページにてお知らせし、その後に正しい内容の合格者受験番号を掲載しました。

・・・添付2参照

④ 12時40分頃、正しい内容の合格者受験番号を掲載したことをホームページにてお知らせしました。・・・添付3参照

⑤ 14時頃、試験委託事業者に対し、受験者全員（約3万人）に対して正しい合格者受験番号をホームページに掲載したこと及び受験者へのお詫びをメール送信するよう指示しました。（全受験者への送信完了は19:14）

・・・添付4参照

⑥ 4月4日（木）14時30分、今回の「合格者受験番号」の誤表示があったことについて、受験者の方々へ改めてお詫びするとともに再発防止に努める旨をホームページにてお知らせしました。・・・添付5参照

2. 事案の発生原因及び再発防止対策

(1) 事案の発生原因

概ね1ヶ月間の試験実施終了後、試験委託事業者において、各受験者の試験結果情報を基に、合否一覧など試験結果データの作成、ホームページに掲載する「合格者受験番号」（一覧）の作成を合格発表に向けて作業しています。

今回の合格発表に向けた作業のうち、ホームページに掲載する「合格者受験番号」（一覧）を作成する作業の手順に着目して調査したところ、同作業において、担当者1人で作業していたこと、試験結果情報から合格者受験番号データのみを抽出する工程を担当者が忘れていたこと、また、作業手順書においてデータが正しく抽出されたことを確認する工程が欠落していたことが確認されました。

また、試験委託事業者が作成した「合格者受験番号」（一覧）を合格発表前に試験センターが確認する作業において、試験センターと試験委託事業者との連絡に不備があり、その結果として合格発表前の確認が不十分となってしまったことが確認されました。

(2) 再発防止対策

試験センター及び試験委託事業者において以下の対策を講じるとともに、その徹底を図ります。

<試験センターにおける対策>

① 再発防止に係る試験委託事業者に対する指導

試験委託事業者において、再発防止対策を実行するよう指導するとともに、その結果を試験センターとしても確認する。

② 「合格者受験番号」（一覧）の内容確認及び承認

- (ア) 合格発表前に、試験委託事業者が作成した「合格者受験番号」(一覧)の内容に間違いがないことを確認したうえで、試験委託事業者に対してウェブページでの公開を承認するプロセスを追加し、試験センターが承認するまでウェブページへ公開しないことを徹底する。
- (イ) 上記(ア)における「合格者受験番号」(一覧)の内容の確認については、試験終了後に試験委託事業者のシステムから提供された試験センターが保有する全受験者の試験結果データと照合することにより行う。
- (ウ) 上記(イ)における照合作業を確実にかつ効率的に実施するため、試験センターが保有する運行管理者試験申請システムに照合機能を装備する改修を行う。

<試験委託事業者における対策>

① 情報確認プロセスの強化

- (ア) チェックリストを導入し、作業項目、確認項目、作業者、確認者を明確にする。
- (イ) 全ての情報に不整合がないことを確認した上でウェブページを作成し、作成後のウェブページについても複数の担当者により齟齬がないことを確認する。
- (ウ) 作業担当者による i データ抽出、ii データ加工、iii ウェブページ作成の各工程ごとに管理者(マネージャー以上)が確認、承認し作業を完了する。

② 業務プロセスの見直し

試験センターより受託している試験実施事務の全ての業務について、プロセスの見直しを実施する。また、今後生じる新たな業務についても専門知識を有した者によるプロセスの検証を行った上で実施する。

③ データの正確性の検証、確認用データ作成の自動化

- (ア) 公開用ウェブページの掲載内容を、公開前に試験センターが検証及び承認するプロセスを追加する。
- (イ) データ加工工程における確認用データを作成する自動化ツールを構築し、人的作業と機械的作業による照合を実施する。

<試験センター及び試験委託事業者の双方における対策>

- ① 試験実施事務遂行に係る調整、各種データ送受等の重要な事項については、メール及び電話により双方が連絡を密にとりあい、送受状況を確認する。

- ② ヒューマン・エラー（人為的ミス）が発生するおそれがある業務については、ヒューマン・エラーは起こりうることを十分に認識し、C B T 試験の安全性に万全を期する。

404エラー

[TOP](#) > 404エラー

お探しのページは見つかりませんでした

URLが正しく入力されているか、再度ご確認の上、ブラウザの再読み込みを行ってください。
正しくURLを入力してもページが表示されない場合は、ページが移動、または掲載が終了し削除されたものと思われます。

[トップページへ戻る](#) >

掲載日

2024/04/03 11:50

タイトル

令和5年度第2回運行管理者試験を受験された受験者様、担当者様 各位

本文

運行管理者試験センターのホームページに掲載している令和5年度第2回運行管理者試験の合格者一覧の表示に誤りがありました。現在掲載を中止しております。

受験者様、担当者様におかれましては、ホームページの合否検索により、改めてご確認をお願いいたします。

ご不便をおかけして申しわけありませんが、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

掲載日

2024/04/03 12:40

タイトル

令和5年度第2回運行管理者試験を受験された受験者様、担当者様 各位（続報）

本文

運行管理者試験センターのホームページに掲載している令和5年度第2回運行管理者試験の合格者一覧の表示に誤りがありましたが、正午頃に正しい合格者一覧を表示いたしました。

受験者様、担当者様におかれましては、ホームページの合否検索により、改めてご確認いただければ幸いです。

ご不便、ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

メール送信

2024/04/03 14:00～

令和5年度第2回運行管理者試験を受験された受験者様、担当者様 各位

運行管理者試験センターのホームページに掲載している令和5年度第2回運行管理者試験の合格者一覧の表示に誤りがありましたが、正午頃に正しい合格者一覧を表示いたしました。

受験者様、担当者様におかれましては、ホームページの合否検索により、改めてご確認いただければ幸いです。

ご不便、ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

運行管理者試験事務センター

電話番号：03-6635-9400（受付時間：平日 9:00～17:00）

※本件に関するお問い合わせは1番 2番を押してください。

※受付時間外は音声案内のみのご対応となります。

掲載日

2024/04/04 14:28

タイトル

令和5年度第2回運行管理者試験の合格発表の誤表示について（お詫び）

本文

令和5年度第2回運行管理者試験の合格発表の誤表示について（お詫び）

令和6年4月3日（水）の令和5年度第2回運行管理者試験の合格発表において、ホームページに掲載した合格一覧に誤表示がありました。誤表示の内容及び対応については下記の通りです。

受験者の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。この度の事を真摯に受け止め、今後、このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

記

1. 試験名及び期間

- ・ 対象試験：令和5年度第2回運行管理者試験（貨物・旅客）
- ・ 試験実施期間：令和6年2月17日（土）～令和6年3月17日（日）
- ・ 合格発表日時：令和6年4月3日（水）9:00

2. 誤表示の内容

ホームページの合格一覧に「令和5年度第2回運行管理者試験の合格者の受験番号」を表示すべきところを「令和5年度第2回運行管理者試験の受験者の受験番号」を約50分にわたって表示しました。

3. 経緯

受験者から合格一覧の表示と合否検索の結果に違いがあるとの問い合わせがあり、合格一覧の表示に誤りがあることが判明しました。

[対応]

誤表示の判明後、直ちにホームページの掲載を一時中止し、正しい内容に差し替えて掲載しました。また、合格一覧に誤表示があった旨を受験者全員にメールで送付し、お詫びいたしました。

理事会の開催

| | 開催日・場所 | 協議事項・協議等結果 |
|---------------------|---|---|
| 第68回 理事会 (臨時) | 令和5年 4月18日 (書面決議) | 「決議事項」 ①役員候補者の選定方法について 原案どおり承認された。 |
| 第69回 理事会 (通常) | 令和5年 5月30日 試験センター 会議室 (Web会議 方式) | 「決議事項」 ①第1号議案 令和4年度事業報告(案)について 原案どおり承認された。 ②第2号議案 令和4年度決算報告(案)について 原案どおり承認された。 ③第3号議案 任期満了に伴う役員候補者名簿の提出 について 原案どおり承認された ④第4号議案 第45回定時評議員会の開催について 原案どおり承認された |
| 第70回 理事会 (臨時) | 令和5年 6月23日 (書面決議) | 「決議事項」 ①第1号議案 第70回臨時理事会の開催方法について 原案どおり承認された。 ②第2号議案 代表理事及び業務執行理事の選定について 原案どおり承認された。 |
| 第71回 理事会 (通常) | 令和6年 2月22日 会議室 (Web会議 方式) | 「決議事項」 ①第1号議案 令和6年度事業計画(案)について 原案どおり承認された。 ②第2号議案 令和6年度収支予算(案)について 原案どおり承認された。 ③第3号議案 令和4年度剰余金の使途について 原案どおり承認された。 ④第4号議案 運行管理者試験センター事務処理規程の改 正について 原案どおり承認された。 |

評議員会の開催

| | 開催日・場所 | 協議事項・協議等結果 |
|----------------------|--|--|
| 第45回 評議員会 (定時) | 令和5年 6月23日 10:30~12:00 試験センター 会議室 (Web会議 方式) | 「決議事項」 ①第1号議案 令和4年度 事業報告(案)について 原案どおり承認された。 ②第2号議案 令和4年度 決算報告(案)について 原案どおり承認された。 ③第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について 原案どおり承認された。 |

事業報告の附属明細書

当センター定款第10条第1項第2号に規定の「事業報告の附属明細書」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項にて、事業報告の内容を補足する重要な事項の記載が求められているが、令和5年度においては該当する事項がないことから、記載しないこととする。